

アーカイブに関する国際的な取り組み アフリカ地域における質的データに注目して

日本学術振興会特別研究員 PD/中央大学

伊東 香純

要旨：

質的データのアーカイブは、量的データのアーカイブの後を追う形ではじまり、その取り組みの大規模なものは、英国を中心とした欧米で進められてきた。そこで本稿では、特にアフリカ地域に注目してアーカイブの国際的な取り組みを紹介する。まず国際アーカイブ委員会の発足から、各地に支部が広がっていく経緯を概観する。その後、アフリカ地域の南アフリカ共和国、ボツワナ、ナイジェリア、ケニアにおけるアーカイブをそれぞれ紹介する。その結果として、非西洋地域におけるアーカイブ活動の意義は、西洋とは必ずしも重ならない点に見出されていること、その取り組みに関する調査が非常に不足していることを明らかにした。

キーワード：

質的データ、アーカイブ、アフリカ、植民地、国際組織

1. はじめに

本稿は、特にアフリカ地域に注目して質的データのアーカイブに関する国際的な取り組みを紹介することを目的とする。英国で質的データのアーカイブに携わるコーチ (Louise Corti) によると、英国のクオリデータ (Qualidata) では、質的データを「質的方法論を使用して収集されたデータ」として定義し、質的方法論を「参加者の世界の生きた経験と、それらの経験に対する参加者自身の視点からの意味づけを捉えることを目的とした、オープン性 (openness) と包括性 (inclusiveness)」を持つものとして定義している。データの種類は、具体的には、深層 (in-depth) インタビュー、非構造化インタビュー、フィールドノート、観察ノート、非構造化日記、個人的文書、写真など多岐に渡る (Corti [2000:para. 6])。研究データのアーカイブは、多くの地域において量的データから開始され、質的データのアーカイブは、量的データに遅れて 1990 年代終盤から始まった。米国ニューヨーク州のシラキュース大学のエルマン (Colin Elman) らは、質的データのアーカイブには、量的データのアーカイブとは種類も程度も異なる困難 (challenges) があると述べる。このため、質的データの共有を促進するためには、先に存在している量的データのアーカイブを基盤とするよりも、質的データ専用のリポジトリを確立する方が効率的であるという (Elman et al. [2010:24-25])。質的データのアーカイブに纏わる問題の中でも、特に重大で解決が難しいとされているものが倫理的問題★01 である。倫理的問題は、完全に解決でき

たわけではないが、匿名化やアクセス制限といった方針によって対処されてきた。加えて、個別のケースに即して、さまざまな先行する取り組みを参照しながら議論を継続していくことが重要だとされている (伊東 [2022b])。

このような取り組みが早い時期から大規模におこなわれたのは、欧米である。「質的データのアーカイブ化と再利用を推進するために作られた世界初の組織」(Heaton [2008:37]) ★02 は、英国のクオリデータであるとされる。そのため、これまで質的データのアーカイブに関する研究の対象となってきたのは、英国を中心とする西洋の取り組みであった★03。これらに対して、非西洋地域のアーカイブには、西洋地域とは異なる困難や意義があると考えられる。しかし、非西洋地域のアーカイブに関する調査、研究は、蓄積が少ない。そこで本稿は、非西洋地域の中でもアフリカ地域に注目した上で、これまでどのような取り組みが報告されているのかを概観していく。特に注目したいのは研究や教育を目的とした質的データのアーカイブであるが、それらは行政あるいは研究を目的とした量的データのアーカイブよりも取り組みの数も規模も小さいため、そこから外れるものにも言及していく。

2. 国際的な組織

非西洋地域のアーカイブに焦点を絞っていく前に、国際的な取り組みを概観しておきたい。本稿では、国際的な取り組みの中でも、特に規模が大きく広い地域の取り組みに影響を及ぼしていると考えられる国際連盟、国際連合関連機関による活動の歴史をみていく。

2-1. 国際アーカイブ委員会

国際連盟は、1922年に国際知的協力委員会 (International Committee on Intellectual Cooperation: ICIC) を設置した。これは、現在のユネスコ (国際連合教育科学文化機関) の前身とされる組織である。1926年、フランス政府の財政的支援により、国際知的協力委員会 (ICIC) の実行機関として、国際知的協力機関 (International Institute of Intellectual Cooperation: IIIC) がパリに設立された。国際知的協力機関 (IIIC) は、「連盟の教育文化事業を担当する専門機関として活動を展開した組織である。具体的には、出版物の国際交換、知的財産権の研究、各国大学機関の連携、学生教員の交換交流、歴史教科書の共同編纂、国際問題に関する会議の主催、国際関係研究の組織化、各国文学の翻訳出版など多岐にわたる事業を実施した」(齋川 [2018:60-61])。国際知的協力機関 (IIIC) は、1931年にアーカイブの常設諮問委員会 (Permanent Consultative Committee on Archives) を設置し、同委員会は1934年にアーカイブに関する最初の国際的なガイドラインを発表した (International Council on Archives [2018])。

第二次世界大戦が勃発すると、他の国際連盟の機関同様に国際知的協力委員会 (ICIC) は活動を停止し、事実上の解散状態へと追い込まれていった (齋川 [2018:61]) ★04。その後、1945年に国連教育文化会議でユネスコ憲章が採択され、翌年、憲章が発効してユネスコが国連の専門機関として発足した。発足時に議論的になったのは、ユネスコの活動範囲であった。教育と文化

に絞るべきだという意見を持つ人もいたが、多くの方は科学 (scientific matter) も活動範囲に含めるべきだと考えていた。その結果として、ユネスコの目的と業務の範囲は非常に広がった。そこで、ユネスコ設立時の会議で、ユネスコは、特に技術的な問題に関して、非政府組織と協力でき、ユネスコが新たな組織を創設することもできると定められた (Martens [2001:396-397])。

ユネスコは、初期の NGO 政策として、自身の責任分野を減らすために NGO と緊密な協力関係を築いていった。その政策の1つが、特定の任務を遂行するための NGO の設立である。ユネスコは、さまざまな国内の組織を国際的に統括するような NGO を、1965年までに合計25団体設立した。そして、1966年、自身と NGO の関係性をより詳細に定めた指令 (Directives) を採択した (Martens [2001:396-398])。

ユネスコによって設立された25の NGO のうちの1つが、国際アーカイブ委員会 (International Council on Archives: ICA) である (Martens [2001:397])。国際アーカイブ委員会 (ICA) は1948年6月9日に設立された。これに因んで、6月9日は国際アーカイブデーとされている。1950年、国際アーカイブ委員会 (ICA) は最初の総会を開催し、その議事録 (proceedings) を第1号として雑誌 *ICA* の発行を開始した。その後、冷戦期にも国際アーカイブ委員会 (ICA) は、政治的な境界に拘わらず、アーカイブ資料へのアクセスを維持しつづけた (International Council on Archives [2018])。

1968年、国際アーカイブ委員会 (ICA) の最初の地域支部として東南アジア支部が発足した。その後、2009年までに13の支部が発足した。1970年、アーカイブ開発委員会 (Committee on Archival Development) が結成され、発展途上国 (developing countries) のアーカイブを支援するための国際アーカイブ開発基金 (International Archival Development Fund) を運用するようになった。支部は徐々に増えていったものの、その活動量には差異があった。西アフリカ地域支部は、1977年に発足したが、国際アーカイブ委員会 (ICA) の支援を得て2009年に第1回目の会議を開催した。1996年に北京で開催された国際アーカイブ委員会 (ICA) の総会は、欧州あるいは北米以外の地域での初めての開催となった。国際アーカイブ開発基金 (ICA Fund for the International Development of Archives: FIDA) は、2010年に復活 (reactivates) し★05、プロジェクトの応募を募るようになった (International Council on Archives [2018])。

2-2. アフリカにおける国際アーカイブ委員会

国際アーカイブ委員会 (ICA) は、2015年に5年間の「アフリカプログラム」を開始した。このプログラムが実施された理由の主要なもの1つは、メンバーの分布をみると国際アーカイブ委員会 (ICA) のアフリカでの活動が不十分だと思われること、もう1つは、アフリカ地域のメンバーから能力開発を支援してほしいという依頼が頻繁にあることだった。国際アーカイブ委員会 (ICA) がアフリカでの活動に力を入れるのはこれが初めてではなく、国際アーカイブ開発基金 (FIDA) を使った15のプロジェクトのうち、7つがアフリカに焦点を当てたものであった (Lowry [2017:107])。

国際アーカイブ委員会 (ICA) には、アフリカ地域の3つの地域支部がある。東アフリカ南ア

フリカ地域支部 (Eastern and Southern African Regional Branch of the ICA: ESARBICA)、中央
アフリカ地域支部 (Central African RB of the ICA: CEARBICA)、西アフリカ地域支部 (Western
African RB of the ICA: WARBICA) である。東アフリカ南アフリカ地域支部 (ESARBICA) が国
際アーカイブ委員会 (ICA) の中でもっとも活発な地域支部であるのに対して、中央アフリカ、
西アフリカの地域支部はほとんど活動できていない状態であった (Lowry [2017:108])。

東アフリカ南アフリカ地域支部 (ESARBICA) は、1969年にケニアで発足した。支部は、ボ
ツワナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジラン
ド、タンザニア、ザンビア、ザンジバル★06、ジンバブエの12の加盟国で構成されている。支
部の目的は、地域内での協力によるアーカイブの促進である (Gabara [2007:60])。ギャバラ
(Francis Gabara) は、東アフリカ南アフリカ地域支部 (ESARBICA) の構成国を対象に、各国
の国家的アーカイブが各公文書 (records) を保存するか破棄するかをどのように判断している
のか (appraisal practice) という点に関して、質問紙調査を実施した。調査に回答したのは、モ
ザンビーク、タンザニア、ザンジバル以外の9カ国であった。調査の結果、判断においてもっと
も一般的 (common) 採られている2つのアプローチがあることがわかった。1つは歴史的価値
に基づくアプローチ、もう1つは全体を代表するようなサンプルを選び出すアプローチである。
その他には、公文書そのものよりも先に、その公文書が作成された背景 (contextual milieu) を
評価するアプローチも採られていた。さらに、東アフリカ南アフリカ地域支部 (ESARBICA) 内
の多くのアーカイブ機関では、判断をするための知識を持った人員の不足や文書の処理権限に
関する他部署との連携がうまくいかないことにより、多くの公文書が未評価のままになってい
ることもわかった (Gabara [2007:60-61])。

3. アフリカ各国における取り組み

アフリカ地域の中でも、本稿で言及するのは南アフリカ共和国、ボツワナ、ナイジェリア、ケ
ニアの4カ国である。これらの地域を選択した理由は、研究の目的の1つである質的データの
アーカイブがおこなわれているという資料を発見できたことである。ただし、筆者は、英語で書
かれた論文や報告書、ウェブサイトのみを参照しており、その他の言語★07で書かれた資料に
目配りできていない。よって、十分な情報を得られていない可能性がある。

3-1. 南アフリカ共和国

南アフリカ共和国のアーカイブと記録管理の歴史は、17世紀のオランダ東インド会社による
ケープ植民地の時代に始まる (Ngoepe and Keakopa [2011:147])。この理由は、多くのアフリ
カの言語にとって、書くことはその文化に含まれていなかったからだと説明されている。人々の
記録のほとんどは記憶の中にあり、重要な事柄は世代間で引き継ぐよう教えられた (Koopman
[2002:14])。

本稿ではアーカイブの活動が急速に発展した19世紀半ば以降に注目する。南アフリカ共和国

のアーカイブ分野で中心的な位置を担ってきたのは、州立アーカイブサービス (State Archives Service) である。州立アーカイブサービスの公式の設立は1922年であり、中央および州政府の公文書の管理を任務としていた。さらに、公的な記録を補うために、公文書以外の文書を収集する権限も有していた。ただしこの当時は、州立アーカイブサービスの公的記録を管理する機能は、政府機関の監督の下にあり、役割は政府機関に助言を与える程度のものであった (Harris [2002:70])。

第二次世界大戦後、政府の機関や活動が増え、長期的な記録の保存が必要となったため、1953年にアーカイブ法 (Archives Act) が制定された。この法律により、これまでその場しのぎに集められてきた政府の記録の評価 (appraisal) もおこなわれるようになった。その後、記録を整理保存 (file) することに力が注がれるようになり、1960年に「記録管理部」が業務を担当するようになった。この業務は、1961年の独立後も受け継がれている (Ngoepe and Keakopa [2011:147-148])。1962年、アーカイブ法 (Archives Act) が改めて成立した★08。これにより州立アーカイブサービスの権限は、すべての地方政府の公文書の管理にまで拡大された。1970年代後半になると、公的機関以外の小規模な収集機関 (collecting institutions) が台頭してきた。州立アーカイブサービスは、1990年までに、国内7都市に6つのアーカイブリポジトリと5つのレコードセンターを持っていた (Harris [2002:70])。

1948年から1996年までの約40年間に渡るアパルトヘイト体制は、社会的な記憶において覚えるべきことと忘れるべきことの両方を国家が管理することで成り立ってきた。1948年まで英語を話す白人によって管理されていた公共サービスは、これ以降急速に「アフリカーナー化」 (“Afrikanerised”) ★09された。教育制度は、「キリスト教国民教育」の枠組みで実施されるようになり、テレビやラジオは国家によって直接管理されるようになり、図書館、美術館等はアパルトヘイトに方向づけるものとなった (Harris [2002:69])。アーカイブサービスは、無料ですべての人に開かれていたものの、利用者に占める黒人 (black South Africans) の割合は僅かであった。この理由は、教育水準の低さ、識字率の低さ、市街地からの物理的な距離、公用語であるアフリカーンス語と英語の能力不足といった制度的な障壁などであった。州立アーカイブサービスは、これらの障壁を克服するための取り組みはほとんどおこなわず、特に1980年代までは「白人の学者 (white academics)」に向けてサービスを提供していた (Harris [2002:71])。

2013年、クワズール・ナタール州立アーカイブのピーターマリッツバーグ支部★10にオーラルヒストリー局 (Oral History Unit) が設置され、オーラルヒストリーの収集が始まった。ただし、州立アーカイブには十分な空間がなかったため、オーラルヒストリー局はクワズール・ナタール博物館に設置された (Tembe and Nsibirwa [2022:146])。クワズール・ナタール大学のテンベ (Mbongeni Tembe) とンシビルワ (Zawedde Nsibirwa) は、オーラルヒストリーの保存に関して、オーラルヒストリー局の局長 (head of the unit)、職員、研究者などにインタビュー調査を実施した。その結果、南アフリカ共和国では保存されている記録のほとんどが植民地時期とアパルトヘイトの時期に作成されたものであるため、歴史的出来事に関する情報のギャップを埋めるために、オーラルヒストリーの保存が重要であると指摘している。その上で、そのようなア

ーカイブの取り組みを可能にする政策や資金、職員の教育などの重要性を訴えている (Tembe and Nsibirwa [2022:150, 154-155])。

3-2. ボツワナ

南アフリカ共和国以外のサハラ以南アフリカの多くの国では、アーカイブの歴史は独立前後に始まる。ボツワナでは、アーカイブや記録の保存は独立前の1960年代前半に始まるが、国家のアーカイブ機関が公式に設立されるのは、1978年に全国アーカイブ法(National Archives Act)が制定されたときである。その後、1985年にアーカイブサービスの再構築に関する「組織と方法の報告書」が出てやっと実際に記録の管理が進むようになり、1992年に全国アーカイブに記録の管理を統合する指令が出てすべての公的セクターの記録管理が義務として実施されるようになった。このとき、全国アーカイブはボツワナ全国アーカイブ・記録サービス(Botswana National Archives and Records Services)となった。ボツワナ全国アーカイブ・記録サービスは、国家的なアーカイブの基準になる機関とみなされ、2004年と2008年にはスワジランド、2007年にはモザンビークから訪問を受けた。また、訪問には至らないが、ボツワナ全国アーカイブ・記録サービスの記録管理の方法に影響を受けている(impressed)国として、ナミビア、マラウイ、日本がある(Ngoepe and Keakopa [2011:148-150])。

3-3. ナイジェリア

1967年から1970年のナイジェリア内戦(ビアフラ戦争)の時代、多くの一般の人々は、違法な活動をして生計を立てていた。戦争が終わっても、犯罪的な行為は継続し、それらの行為が違法であり許されないものであるかなどの法的、倫理的な線引きは難しかった。このような背景により、アフリカのポストコロニアルアーカイブは断片的で一般の人々に対して閉鎖的である場合が多い。敗北したビアフラ共和国側の政府は戦争中の記録を基に処罰されることを防ぐために、またナイジェリア連邦側の政府はビアフラがもともと存在しなかったという見方の下に「和解」を進めるために、両政府がビアフラの存在を証明する文書を破棄することに力を注いだ(Daly [2017:312-315])。

ナイジェリア全国アーカイブは、1960年代以降の政府機関の記録をほとんど保存していない。しかし、旧ビアフラ地域の裁判所(courthouses)の物置に、目録化されていない資料として、ビアフラに関する文書が残されている。その理由は、惰性であったり処分するのが面倒であったりする場合もあるが、戦後のナイジェリアではビアフラの刻印によって法的目的がほとんど果たせなくなったとしても、離婚手続きや土地紛争といった日常的な民事問題に関する記録としては残す価値があると考えられて保存されている場合もあるからである(Daly [2017:316])。

3-4. ケニア

現代のナイロビでは、質的研究が主流化してきている。その背景には、2つの異なるが、絡み合う潮流があるという。1つは、植民地開発に関するものである。質的研究は、植民地開発のた

めに使われ、1980年代になって大規模開発への批判が広まると、開発主体がなぜそうしたことをおこなったのか、通常なら驚くべき変化がなぜ起こったのかを理解するために利用された。植民地開発に関する質的研究は、多くの場合、量的調査と組み合わせられた。もう1つの潮流は、企業が顧客を理解するための研究である。2010年代、モバイルバンキングが普及したことにより、ケニアはアフリカ主導のイノベーションの例として有名になった。そこで、ケニアを「シリコン・サバンナ」に発展させようとする政府や地元企業に呼応して、テクノロジーの多国籍企業が相次いでナイロビに地域本部を設置した。このような活動では、開発や人道といった視点からアフリカにおけるデジタル技術に注目する一方で、ビジネス関係は寄付等を通じた援助関係と比較してより平等でパターナリズム的でないと言われている。このようなハイテク資本による投資が進められている市場調査が、質的研究のもう1つの潮流である (Okune [2020])。

ナイロビの質的研究をおこなう3つの研究組織でフィールドワークをした、カリフォルニア大学のオクネ (Angela Okune) は、いずれの組織でも組織内のメンバー間でさえデータを共有しているわけではなく、組織間での共有についての検討は時期尚早であると考えた。また、多くの研究者が、ケニアの特定の人々が研究されすぎている (over-researched) と感じていることを認識していた (Okune [2020])。

ナイロビには、質的データのアーカイブと共有のためのインフラが少ない状況であったが、そのような中でも2018年に立ち上げられたのが実験的・協力的民族誌のためのプラットフォーム (Platform for Experimental, Collaborative Ethnography) ★11であった。これを見本としてオクネが立ち上げたのが研究データシェア (Research Data Share: RDS) ★12である。研究データシェア (RDS) は、研究者同士や研究者と研究協力者の情報共有のための基盤となり、その結果として議論を促進したり、過研究を緩和したりするための取り組みとしてはじまった。オクネは手始めに、3つの研究協力組織のそれぞれ1サンプルを匿名化して研究データシェア (RDS) にアップロードした。その後、3段階のアクセス制限を設定して、会議の記録やフィールドノート等もアーカイブするようになった。研究データシェア (RDS) に公開されたフィールドノートには、研究協力者や共同研究者がコメントすることができ、それをクレジットとして残すことが可能である。これによって、倫理的にも研究的にも妥当性を高めることができるとオクネは考えている (Okune [2020])。

4. おわりに

英国やアイルランドなど多くの地域に先んじて国家的な質的データのアーカイブの取り組みを始めた地域では、そのような活動を始めた契機は、質的研究の資金提供者に求められたからであった。質的データのアーカイブは、科学的な再現性を高めることや、限られた研究資金を有効に効率的に利用し、利用の説明責任を果たすことを目的として求められてきた (Parry and Mauthner [2004]; Gray and O'Carroll [2010:18])。本稿で検討したアフリカ地域のアーカイブの目的には、これらとは異なる部分があった。この理由として、本稿で検討したアフリカのアー

カイクが、必ずしも研究を目的とした研究機関によるアーカイブではなく、行政機関による取り組みであることが挙げられる。しかし、それだけではなく歴史的な背景による差異もあると考えられる。

南アフリカ共和国のクワズール・ナタール州立アーカイブは、被植民地とアパルトヘイトの時期に集められなかった出来事の記録を残すために、オーラルヒストリーを収集している。また、必ずしも意図的に収集されているものではないが、ナイジェリアの旧ビアフラ地域の裁判所の物置に、ビアフラ共和国に関する資料が残っている。このようなマイノリティに関する記録の保存は、欧州においても重視されてきたものの、植民地支配の経験が、国際的な機関がアフリカにおけるこのような活動の支援を担っている背景であると考えられる。

加えて、欧州の研究であまり強調されていないアーカイブの意義としてオクунеが指摘しているのが、「過研究 (over-researched)」の問題の緩和である。オクUNEは、技術者等が集まるためのアフリカで最初の物理的スペースの1つとしての地位を確立していたナイロビのiHubで、4年間働いていた。iHubは、「アフリカの台頭」の物語 (“Africa Rising” narrative) を観察しようとするツアーグループに日々さらされ、それによって起業家も職員も時間を奪われ消耗していた。メディア、研究者、政府、非営利団体といったさまざまな人がiHubに関心を持ってやってきたものの、どの人もナイロビのイノベーションはどのように進んできたか、iHubからはどのようなイノベーションが生まれたか、という同様の質問をしたという。そこで、iHubについて書かれた論文や映像を用意し、それを送ることで要請に応えようとしたが、直接 (first-hand) の証言や「独自」 (“original”) の調査に権威があるため、それらはあまり受け入れられなかった。さらに、インタビューの記録を共有してほしいと依頼して約束を取り付けても、それが実行されない場合もあった。iHubの研究チームの研究課題は、資金提供者の利益に合わせて設定され、資金提供者からしばしばインタビューを受けていた。過研究の状況は、ナイロビのスラム街であるキベラ地区で活動するNPOからも聞かれたという (Okune [2020])。

研究対象者が、研究活動に何度も煩わされるのを防ぐというアーカイブの意義は、アフリカ地域をはじめとする非西洋地域に特有のものではない。しかし、西洋地域が研究の主体となり、非西洋地域が研究の対象とされてきた歴史を考慮すると、非西洋地域で過研究を緩和する意義は西洋地域と同様ではないと考えられる。ただし、オクUNEは、iHubの技術者のような比較的特権的な地位にあり、「貧しいアフリカ人」と「特権的な白人」という対比がそのまま当てはまらないところにも過研究が生じていることに注目している (Okune [2020])。

本稿では、質的データのアーカイブに関する国際的な取り組みとアフリカ地域の動向を紹介した。この紹介の対象が一部の地域に偏っており、参照した資料が僅かであることは、筆者の力不足に起因するところが大きいものの、欧州における取り組みと比較して非常に資料の量が少ないことも理由である。本稿で言及できなかった地域について調べることはもちろん、検討の蓄積のある英国などのアーカイブの取り組みを非西洋地域に注目して検討することも、今後の課題としたい。

■註

- ★01 倫理的問題について、英国社会学会の雑誌 *Sociology* 上で議論があった。そこにおいて、倫理的問題とは具体的には、データの所有権、内密性 (confidentiality)、協力者の同意の3つに分けて説明されている (Parry and Mauthner [2004])。
- ★02 日本語訳は、青山 [2019: 97] を参照した。
- ★03 日本語で、英国のクオリデータを紹介したものとして青山 [2019]、アイルランドのアイルランド質的データアーカイブ (Irish Qualitative Data Archive) を紹介したものとして伊東 [2022a] がある。伊東 [2022b] では、欧州の質的データのアーカイブが国家の資金やインフラを使って運営されるようになってきたことを指摘している。
- ★04 齋川 [2018] は、国際知的協力委員会 (ICIC) に関する歴史叙述について、国際「連盟」を単に国家間の権力政治に従属した政府間国際機構として捉えるのではなく、国境を越える人、資本、文化などを含むトランスナショナルな性質をもった自律的主体 (齋川 [2018:61]) として捉え直して検討している。
- ★05 国際アーカイブ開発基金 (FIDA) が復活した経緯について、ほとんど情報を得ることができなかった。国際アーカイブ委員会 (ICA) のホームページでは、基金の委員会の議長 (Chair of the FIDA Board) が、基金について、「2010年以來、FIDAはアフリカ、南米、西インド諸島、南東部ヨーロッパ、アジア、中東、太平洋地域を含む世界のあらゆる地域のプロジェクトを支援してきた」と説明しており、1970年から2009年までの活動には触れていない (Alexander-Gooding [2023])。ここから、2010年の「復活」以前には、基金はほとんど活動していなかったと推測できる。
- ★06 ザンジバルは、1964年にタンザニアに合流しているが、Gabara [2007:60] では、12の加盟国 (member states) の1つとして挙げられているため、それに従っている。国際アーカイブ委員会 (ICA) の「ESARBICAのメンバー (Members of ESARBICA)」というページには、国ではなくESARBICAの運営に関わる個人が紹介されている (International Council on Archives [2016])。
- ★07 日本語では、森いづみらが、アフリカ地域で研究のオープンアクセスが推進されていることを紹介している (森ほか [2019:18])。
- ★08 南アフリカ連邦憲法 (1909年) が、1961年に南アフリカ共和国憲法に変わった。1962年のアーカイブ法は、憲法が変わった後に改めて制定されたものだと考えられる。
- ★09 アフリカーナー (Afrikaner) は、オランダ語で「アフリカ人」という意味である。「オランダ東インド会社時代の大陸ヨーロッパ系移民の子孫である。彼らの最初の南ア定住は17世紀」である (峯 [2010:29])。現在の南アフリカ共和国の公用語の1つであるアフリカーンス語は、アフリカーナーの言語である。アフリカーンス語は「もともとオランダ語のクレオール (混交語) である。オランダ等から入植してきた主人と、熱帯アフリカやアジアから連行されてきた、あるいは先住民のコイコイ人の奴隷とがコミュニケーションするときに使われていたくだけた話し言葉に、「文法を跡づけして、正式な『白人の言葉』に仕立て上げたのがアフリカーンス語である」 (峯 [2010:31-32])。
- ★10 クワズール・ナタール州立アーカイブは、ウルンジ、ダーバン、ピーターマリッツバーグの3つの地域支部を持っている (Tembe and Nsibirwa [2022:146])。
- ★11 参照：<https://pece-project.github.io/drupal-pece/>
- ★12 参照：<https://www.researchdatashare.org/>

■文献

- Alexander-Gooding, Sharon 2023 "FIDA: FIDA Supports Archives and Archivists",
(2023年6月30日取得, <https://www.ica.org/en/fida-board-trustees>)
- 青山 薫 2019 「UK 質的データアーカイブの設立経緯とその後」, 『立命館生存学研究』3:97-103
- Corti, Louise and Gill Backhouse 2000 "Qualitative Archives: Short Descriptions ESRC Qualitative Data Archival Resource Centre (Qualidata), University of Essex, UK", *Forum: Qualitative Social Research*, 1(3):Art. 31
- Daly, Samuel Fury Childs 2017 "Archival Research in Africa", *African Affairs*, 116(463):311-320
- Elman, Colin, Diana Kapiszewski, and, Lorena Vinuela 2010 "Qualitative Data Archiving: Rewards and Challenges", *Political Science and Politics*, 43(1):23-27
- Garaba, Francis 2007 "The State of Archival Appraisal Practices in the ESARBICA Region", *African Journal of Library, Archives & Information Science*, 17(1):59-63
- Gray, Jane, and Aileen O'Carroll 2010 "Qualitative Research in Ireland: Archiving Strategies and Development", *International Association for Social Science Information Service and Technology*, 34/35:18-22
- Harris, Verne 2002 "The Archival Sliver: Power, Memory, and Archives in South Africa", *Archival Science*, 2:63-86
- Heaton, Janet 2008 "Secondary Analysis of Qualitative Data: An Overview", *Historical Social Research*, 33(3):33-45
- International Council on Archives 2016 "Members of ESARBICA",
(2023年6月16日取得, <https://zannjibaruica.org/en/members-esarbica>)
- International Council on Archives 2018 "ICA: 75 Years of International Influence",
(2023年6月30日取得, <https://ica.org/en/the-international-council-on-archives/ica-75-years-of-international-influence>)
- 伊東 香純 2022a 「質的データのアーカイブに関するアイルランドにおける取り組み」, 『遡航』3:23-36
- 2022b 「欧州における国家的な質的データのアーカイブを巡る議論の検討——日本での取り組みに向けて」, 『遡航』4:2-18
- Koopman, Jewel Margaret 2002 "Staff Attitude to Access and Outreach in KwaZulu-Natal Archives", Master Thesis of University of Natal,
(2023年6月30日取得, <https://researchspace.ukzn.ac.za/xmlui/handle/10413/3385>)
- Lowry, James 2017 "A Report on Education and Training in the International Council on Archives' Africa Programme", *Education for Information*, 33:107-119
- Martens, Kerstin 2001 "Non-governmental Organisations as Corporatist Mediator? An Analysis of NGOs in the UNESCO System", *Global Society*, 15(4): 387-404

- 峯 陽一 2010 「『白いアフリカ人』の誕生」峯 陽一編著『南アフリカを知るための 60 章』明石書店, 29-33
- 森 いづみ・王 帥・仲 修平 2019 「社会科学系データの保管と共有に関する国際的な動向——IASSIST 年次大会の報告から」, 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター編『SSJDA リサーチペーパーシリーズ』70:1-26,
(2023年6月30日取得, <https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/rps/RPS070.pdf>)
- Ngoepe, Mpho and Segomotso Masegonyana Keakopa 2011 "An Assessment of the State of National Archival and Records Systems in the ESARBICA Region: A South Africa-Botswana Comparison", *Records Management Journal*, 21(2):145-160
- Okune, Angela 2020 "Open Ethnographic Archiving as Feminist, Decolonizing Practice", *Catalyst: Feminism, Theory, Technoscience*, 6(2)
- Parry, Odette, and Natasha Mauthner 2004 "Whose Data Are They Anyway? Practical, Legal and Ethical Issues in Archiving Qualitative Data", *Sociology*, 38(1):139-152
- 齋川 貴嗣 2018 「知的協力から国際文化交流へ——国際連盟知的協力国際委員会における理念変容」, 『国際政治』193:60-75
- Tembe, Mbongeni and Zawedde Nsibirwa 2022 "Archiving the Voices of the Once Voiceless: Strategies for Digital Preservation of Oral History at the KwaZulu-Natal Provincial Archives", *ESARBICA Journal*, 41:141-158

■案内

本稿は、大幅に増補・改稿したのち、立命館大学生存学研究所より刊行予定の叢書の1冊に収録する予定である。詳しい情報は「叢書 身体×社会」(<http://www.arsvi.com/ts/s.htm>)にて随時更新する。

International Efforts on Data Archive

Focusing on Qualitative Data Archive in Africa

Kasumi Ito

Abstract:

Qualitative data archiving has a shorter history than quantitative data archiving. In addition, large scale efforts to archive qualitative data have been made in Western countries, especially in the United Kingdom. This paper describes international efforts on archives, with a particular focus on the African region. First, it gives an overview of how the International Council on Archives was established and how its branches have spread. It then refers efforts in Africa, focusing on South Africa, Botswana, Nigeria, and Kenya. As a result, this paper shows that the importance of archival activities in non-Western regions does not necessarily overlap with those in the West, and that there is a great lack of research on these efforts.

Keyword:

qualitative data, archives, Africa, colonial, international organizations